

長崎県介護支援専門員実務研修受講試験指定試験実施機関募集要項

1 趣旨

介護支援専門員実務研修受講試験（介護保険法（平成9年12月27日法律第123号。以下「法」という。）第69条の2で規定している試験の実施に係る事務（試験問題作成事務を除く。以下「試験事務」という。）について、法第69条の27の規定に基づき試験を実施する機関を指定するための選考に関し、必要事項を以下のとおり定める。

2 募集概要

(1) 指定試験実施機関の名称

長崎県介護支援専門員実務研修受講試験指定試験実施機関（以下「試験実施機関」という。）

(2) 業務

試験事務

(3) 指定期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日までとし、毎年、介護保険法第69条の30の規定による報告及び検査を実施するものとし、この結果により関係法令上の違反が発見された場合は、原則指定を取り消すものとする。

なお、あらかじめ知事の承認を受けなければ、試験事務を休止及び廃止することはできないものとする。

3 募集及び選定の方式

試験実施機関の募集及び選定は、企画提案公募（プロポーザル）方式とし、審査を経て指定する候補者（以下「指定候補者」という。）を1者選定するものとする。

(1) 選定方法

「介護支援専門員実務研修受講試験に係る長崎県指定試験実施機関選定委員会設置要領」に基づく「指定試験実施機関選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において、審査基準に基づき最も高い評価を得た者を指定候補者として選定する。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、後日書面にて通知するものとする。

4 試験実施機関の指定

選定後、指定候補者は、介護保険法及び関係省令に基づき県に指定申請を

行い、県は、内容を審査の上、令和3年4月1日付けで指定を行うものとする。

5 募集及び選定スケジュール

(注) 日程については、変更する場合があります。

日程	内容
2月12日(金)	指定機関の募集要項の掲示 県ホームページに掲載
2月12日(金)～2月26日(金)	応募書類の受付期間
3月1日(月)～3月5日(金) の間の指定する日	選定委員会
3月上旬	審査結果通知
3月上旬～3月下旬	細部協議及び次年度の業務準備
3月中旬	指定申請
令和3年4月1日	指定日

6 応募に関する事項

(1) 応募資格

次のいずれにも該当する者であることとする。

ア 法人であり、県内に事務所があること。

イ 試験実施機関を運営するために必要な経済的基盤があり、かつ、試験事務の経理区分が明確にできる等、財務内容が適正であること。

ウ 介護支援専門員実務研修受講試験の受験者に対して、中立性及び公平性が確保できること。

エ 介護保険法第115条の32第1項に規定する介護サービス事業者でないこと。

オ 介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第35条の15第1項に掲げる指定の要件を満たす見込みがあること。

カ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号に該当しない者であること。

キ 過去3年間において、国税(法人税及び消費税)又は地方税(法人事業税)を滞納していない者であること。

ク 応募書類提出時点において、県の一般競争入札の参加停止又は指定競争入札の指名停止等の措置を受けていないこと。

- ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者及びその他知事が認める者でないこと。
- コ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続の開始の決定があった者でないこと。
- サ 指定事務を実施することにより、法人が遵守すべき他の関係法令等の違反にならないこと。

(2) 応募方法

ア 提出期間

令和3年2月12日（金）から2月26日（金）午後5時まで（必着）

イ 提出場所

県庁1階 福祉保健部長寿社会課

ウ 提出方法

郵送又は持参

エ 応募書類

「応募書類一覧（別紙 ）」に定める部数及び様式で提出すること。なお、提出書類は、原則として日本工業規格A4とすること。

(3) 応募における注意点

- ア 応募者は、申込書類の提出をもって本募集要項に記載する内容を承諾したものとみなす。
- イ 応募者が次の事項に該当した場合は、審査を経ずに失格とする。
 - 募集要項に定める手続きを遵守しない場合
 - 申込書類に虚偽の記載をした場合
- ウ 応募に関し、募集事務に従事する県職員に対する接触を原則禁止とする。
- エ 応募は、1法人につき1件とする。
- オ 提出した書類の内容を変更することはできないこととする。ただし、県が補正の指示を行った場合は、この限りではない。
- カ 応募書類等の返却は行わないものとする。
- キ 応募書類を提出後、辞退する際には、辞退届を提出すること。
- ク 応募に係る経費は、応募者の負担とする。
- ケ 県は、募集事務において作業の進捗状況や選考結果等を公表する場合、その他必要と認める場合は、応募者の承諾を得た上で応募書類等の全部又は一部を使用できるものとし、提出された書類は、応募者による特別な開示に関しての記載がない場合は、県に対する情報公開の対象文書とする。
- コ 応募書類の提出期限を厳守するよう注意すること。

(4) 募集要項に対する質問

ア 受付期間

令和3年2月12日(金)から2月22日(月)午後5時まで

イ 方法

ファックス又はメールで受付を行う。その際、表題等に「介護支援専門員実務研修受講試験指定実施機関の募集について」と明記するとともに着信の確認を行うこと。

ファックス番号 095 - 895-2576

メールアドレス kaigojinzai@pref.nagasaki.lg.jp

7 審査及び選定に関する事項

指定候補者の選定は、介護保険法及び関係省令等で定める基準のほか、評価基準（別表1）を総合的に判断し、選定委員会において最も適した者を1者選定する。

8 準備

審査結果通知後、指定候補者は、指定に先立ち次年度に実施する試験事務のための準備業務を行うことができる。

別表 1

審査項目	
1 法人要件	福祉事業の実績
	中立性・公平性
2 事業運営	基本方針
	中立性・公平性
	計画性
	情報発信
	設備・安全性
3 組織体制	職員体制
	管理者の経歴
4 人員確保・会場確保	人員の確保
	会場の確保
5 経営状況	財務状況
	収支計画
6 苦情処理・リスクマネジメント	苦情処理
	個人情報保護
	法令遵守
	感染症予防

参考 過去3年間の申込者数(受験者数)

	申込者数 (人)	受験者数 (人)	合格者数 (人)
第21回(平成30年度)	930	835	65
第22回(令和元年度)	858	730	123
第23回(令和2年度)	859	750	99

原本証明があれば写しでも可とします
証明書等は3月以内に発行されたものを添付して下さい

別紙

応募書類一覧

提出部数は、各5部とする。(正本1部、副本4部)

- 1 長崎県指定試験実施機関設置事前協議書(様式1)

- 2 法人概要
 - (1) 法人概要(様式1-1)
 - (2) 誓約書(様式1-2)
 - (3) 定款若しくは寄付行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの()
 - (4) 納税証明書(法人税、消費税及び法人事業税)()

- 3 事業運営
 - (1) 指定試験実施機関運営上の基本方針(様式2-1)
 - (2) 事業所平面図(様式2-2)

- 4 組織体制
 - (1) 組織図、職員一覧(見込み)(様式3-1)
 - (2) 指定試験実施機関管理者(候補者)の経歴書(様式3-2)

- 5 人員・会場確保
 - (1) 試験に係る職員等の確保状況(見込み)(様式4-1)
 - (2) 試験会場の確保状況(見込み)(様式4-2)

- 6 経営状況
 - (1) 試験事務に係る事業収支見込み(様式5-1)
 - (2) 応募日の属する年度の前の3年の各事業年度における応募者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益決算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの()

- 7 苦情対応・リスクマネジメント
 - (1) 苦情に対して講ずる措置の概要(様式6-1)
 - (2) 個人情報保護の対応・法令遵守及び感染症予防の体制について(様式任意)